

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|---|
| 担当 課 | 市民生活部税務課 |
| 委託業務番号 | 令和5年度 長税第510号 |
| 委託業務名称 | 家屋評価システムソフト保守業務委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎 |
| 業務の概要 | 家屋評価システムソフト「HOUSAS」の提供及び保守 |
| 履行期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで |
| 契約年月日 | 令和5年4月1日 |
| 契約額(税込) | 1,359,600円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 東京都新宿区新宿二丁目13番12号 [商号又は名称] NTT-ATエムタック株式会社 |
| 契約相手方の選定理由 | 家屋評価システム「HOUSAS」を継続して使用するため、その開発元である上記業者の保守が必須となる。 また、不具合修正等の対応や評価替等に伴う定期的な改修をしていく必要があるため、ソフトに熟知、修正対応等可能な業者の確保という観点からも、上記業者のみが契約の相手方として妥当である。 |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |